鈴鹿市剣道協会級位審査の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 級位 | 付与基準 | 実施項目 | 合否 |
| ４級 | 着装・礼法、正しい姿勢・態度および正しい構え・掛け声並びに足さばきのできる者 | ９歩の間合で、お互いに「礼」をし、「面」技を４本打ち、続いて「小手・面」技を４本打つ。 | 　審判員３名以上の合意により合格とする |
| ３級 | 着装・礼法、正しい姿勢・態度および正しい構え・掛け声並びに足さばきの各技量良の者 | ９歩の間合で、お互いに「礼」をし、「面」技を４本打ち、続いて「小手・面」技を４本打った後、「胴」技を４本打つ。 | 　審判員３名以上の合意により合格とする |
| ２級 | 着装・礼法、正しい姿勢・態度および正しい構え・掛け声・足さばき並びに正しい基本打突・正しい切り返しの各技量良の者 | ９歩の間合で、お互いに「礼」をし、正しい間合から正規の切り返しを行い、その後互いに稽古を行う。 | 　審判員３名以上の合意により合格とする |
| １級 | 着装・礼法、正しい姿勢・態度、正しい構え、掛け声、足さばき、および正しい基本打突・正しい切り返し並びに打ち間が理解できているかの各技量良の者 | ９歩の間合で、お互いに「礼」をし、正しい間合から正規の切り返しを行い、その後互いに稽古を行う。 | 　審判員３名以上の合意により合格とする |

（この方式の施行は、平成１３年４月１日より実施する）

**鈴鹿市剣道協会級位審査**

**（木刀による剣道基本稽古法）の方法**

**１～３級では、実技に加え、木刀による剣道基本技稽古法の審査を行う。**

**（１）　各級位の稽古方針左派の次による。**

* + - * 1. **三級　基本１から基本４までとする。**
				2. **二級　基本１から基本６までとする。**
				3. **一級　基本１から基本９までとする。**

**（２）　当分の間、三級・二級の基本技稽古法審査は、各支部が事前に実施する講習会をもってこれに代えることができる。**

**（３）　合否については、実技・木刀による基本技稽古法をもって総合的に判断する。**

**（この方式の施行は、平成２２年４月４日からとする）**

**級位審査方法**

* ２級以下は、男女混合で審査を行う。
* １級は小学生のみ男女混合で行い中学生以上は男女別とする
* 平成１３年４月１日より実施する。
* 平成２０年４月１日より，一部（４級の打突本数）改正
* 令和２年８月２日一部（１級審査方法）改正